

実施方針（案）への質問・意見への市の回答・見解

※貢献節項目細目、図表番号は6月公表時点のものとなります。

NO.	実施方針（案）/ 要求水準書（案）	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	実施方針（案）	2	第1	1	(2)			本事業の対象施設	凡例には「谷津幹線の対象範囲（線の終点はいずれも人孔）」とありますが、起終点のMHまでが事業範囲という認識でよろしいでしょうか。	高瀬処理区合流地区外の第一人孔（図1-2における左下の人孔）までが事業範囲です。
2	実施方針（案）	2	第1	1	(2)			本事業の対象施設	図1-2で示しているのはあくまで幹線の対象範囲であり、エリアを示したものではないという理解で良いでしょうか	緑の範囲が対象エリアを示しています。しかし、谷津幹線はエリア境に人孔がなくエリア外の部分も含めるため、谷津幹線の対象範囲としては、赤で示している範囲になります。
3	実施方針（案）	3	第1	1	(6)			事業の範囲	実施方針（案）における「事業者」とは、同案全体を通じてSPCと同義であるとの理解でよろしいでしょうか。併せて、今後ご提示される資料において、用語の定義を整理いただけますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、詳細は、募集要項等で公表します。
4	実施方針（案）	3	第1	1	(5)			PFI法に基づく	PFI法を適用しない事業手法であると理解ですが、設立するSPCについては業務をパススルーすることが出来る会社と想定します。このような理解で良いでしょうか？	前段については、「実施方針（案）」第1-1-(5)の通り、PFI法を適用する事業です。後段については、パススルーの可否は、関係法令等に従ってください。
5	実施方針（案）	4	第1	1	(6)	①		表1-1 見学・ロケ撮影対応	ロケ撮影の入場者が、撮影に伴う準備・撮影・撤収中に負傷した場合、本事業受託者は責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、現在の対応では、危険な場所での撮影はお断りしています。
6	実施方針（案）	4	第1	1	(6)	①		表 1 - 1 改築	「改築」とありますが、事業の特性上、複数年度工事として発注いただくことで、適切な改築計画の立案、工事工程の短縮、事務手続の簡略化等のメリットが得られると考えております。毎年度所定の出来高を計上することを前提とした場合、複数年度工事の期間に上限はございますでしょうか。	SPCが民間事業者に発注する際、複数年度工事とすることも可能です。なお、複数年度工事の期間の上限はありませんが、事業期間内には完了する必要があります。また、出来高を平準化するよう配慮を求める想定です。詳細は、募集要項等で公表します。
7	実施方針（案）	4	第1	1	(6)	①		表1-1 処理場・ポンプ場の対象業務「保守点検・調査」	「各棟（建築、土木） 家用電気工作物」とございますが、具体的な点検・調査項目は事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な点検・調査項目は、事業者の提案によります。なお、実施にあたっては、関係法令等で定められた頻度を遵守してください。また、点検・調査項目のこれまでの実績は、募集要項等で公表します。
8	実施方針（案）	4	第1	1	(6)	①		事業の範囲（緊急・災害対応）	緊急・災害対応にマンホールポンプ場の運転応援協力を含むとありますが対象のマンホールポンプ場の詳細（名称、場所、ポンプ仕様など）についてご教示ください。	対象は、船橋市全域のマンホールポンプを想定しています。対象のマンホールポンプ場の詳細（名称、場所、ポンプ仕様など）は募集要項等で公表します。
9	実施方針（案）	4	第1	1	(6)	①		事業の範囲（更新計画案作成）	更新計画案の作成にあたっては日本下水道事業団のAMDBは使用しないという理解でよろしいでしょうか。	更新計画案の作成にあたり、日本下水道事業団のAMDBの使用を求める想定はありません。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
10	実施方針 (案)	4	第1	1	(6)	①		事業の範囲 (詳細設計)	市が指定する積算基準、市が指定する書類については実施方針に示されるという理解でよろしいでしょうか。	「国土交通省土木工事標準積算基準書」、「下水道用設計標準歩掛表」等を基本としています。 指定する書類は、工法検討、設計図面、数量計算書、構造計算書、耐震計算書等を想定しています。なお、詳細は受注後に確認ください。
11	実施方針 (案)	4	第1	1	(6)	①		事業の範囲 (詳細設計)	会計検査を想定して作成する資料についてはSPCの判断に委ねるものと理解してよろしいでしょうか。	必要に応じて、市が求める会計実地検査等に必要な資料の作成及び検査対応補助を行って頂く想定をしています。具体の業務内容は、「要求水準書 (案)」第3章2-16(4)のとおりです。
12	実施方針 (案)	4	第1	1	(6)	①		事業の範囲 (詳細設計)	特記仕様書は工事発注用に作成するものではなく、工事完了後に第三者から見て設置されたものの仕様が分かる資料という理解でよろしいでしょうか。	特記仕様書は、SPCから工事を発注、変更する際の工事内容を明示するための資料として作成してください。
13	実施方針 (案)	4	第1	1	(6)	①		事業の範囲 (詳細設計)	数量計算書は工事発注用に作成するものではなく、工事完了後に第三者からみて使用した材料の数量が分かる資料という理解でよろしいでしょうか。	数量計算書は、SPCから工事を発注、変更する際の工事内容を明示するための資料として作成してください。また、会計検査の根拠資料となるため、第三者から見て使用した材料、工数等がわかる資料を作成してください。
14	実施方針 (案)	4	第1	1	(6)	①		事業の範囲 (工事監理)	工事監理についてはSPC内で対応するものとし適切に工事が行われることが担保されることを目的とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針 (案)	4	第1	1	(6)	①		事業の範囲 (工事監理)	具体的実施はSPC内で月一回程度、工事の進捗状況、懸案事項について確認し、市に報告するものという理解でよろしいでしょうか。	業務報告や工事監理業務の内容は「要求水準書 (案)」に記載のとおりです。
16	実施方針 (案)	4	第1	1	(6)	①		事業の範囲 (見学・ロケ撮影対応)	見学・ロケ撮影対応について、説明者や現場での管理は市が中心となり実施し、事業者はその補助という認識でよろしいでしょうか？	市は受け付けまでとし、見学説明やロケ撮影現場管理を事業者が中心となって実施することを想定しています。
17	実施方針 (案)	4						表 1 - 1 想定対象業務 (予定) 対象施設：高瀬下水処理場・宮本ポンプ場・高瀬幹線ゲート 対象業務：エネルギー管理及び温室効果ガス	温室効果ガスについて、具体的に何を想定されているかご教授ください。	「要求水準書 (案)」第3章2-5をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
18	実施方針 (案)	4						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 高瀬下水処理場・宮本ポンプ場・高瀬幹線ゲート 対象業務: 環境対策	環境対策について、具体的に何を想定されているかご教授ください。	「要求水準書 (案)」第3章2-7をご参照ください。
19	実施方針 (案)	4						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 高瀬下水処理場・宮本ポンプ場・高瀬幹線ゲート 対象業務: 緊急・災害対応	緊急・災害対応について、具体的に何を想定されているかご教授ください。	「要求水準書 (案)」第3章2-10をご参照ください。
20	実施方針 (案)	4						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 高瀬下水処理場・宮本ポンプ場・高瀬幹線ゲート 対象業務: 修繕 (定期・緊急・その他)	対象業務の修繕 (その他) について、具体的に何を想定されているかご教授ください。	修繕業務は定期修繕及び緊急修繕となることから、「その他」は削除します。 当該箇所は修正し今後公表します。
21	実施方針 (案)	4						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 高瀬下水処理場・宮本ポンプ場・高瀬幹線ゲート 対象業務: 見学・ロケ撮影対応	見学・ロケ撮影対応について、具体的な対応内容は何か、また、頻度はどの程度なのかご教授ください。	前段については、市は受付までを行い、見学説明やロケ撮影時の現場管理は事業者に実施いただく想定です。後段については、見学対応は年間12回程度、ロケ撮影対応は年間12回程度を想定しています。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
22	実施方針 (案)	4						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設：高瀬下水処理場・宮本ポンプ場・高瀬幹線ゲート 対象業務：施設台帳	備考「既存の施設台帳システムの入力」について、仕様やマニュアルを開示頂けるのか、また具体的な入力項目の指定して頂けるのかご教授ください。	「要求水準書 (案)」第3章2-20、3-13をご参照してください。
23	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	①	表1-1	想定対象業務(予定)	管路施設(公下), 管路施設(排水管)と管路施設(その他)とあるが、重複している対象業務があり、それぞれの項目の差異をご教示ください。	管路施設(公下), 管路施設(排水管)と管路施設(その他)で共通する項目は同一の業務を指します。
24	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	①	表1-1	想定対象業務(予定)	管路施設(その他)の「その他」とはどのような対象施設を指しているかご教示下さい。	「管路施設 (その他)」の『その他』は、調整池、河川・排水用地及び二級河川海老川の表面管理部を指します。
25	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	①		表 1-1 市との共同での研究や災害対応訓練	「その他－市との共同での研究や災害対応訓練」と記載がありますが、要求水準書 (案) P23に示されているとおり、「その他－市との共同研修や災害対応訓練」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業	10年という期間においては不確定リスクが大きい、附帯事業は本事業の対象外としていただけないでしょうか。	附帯事業の取扱いに係る詳細は、募集要項等で公表します。
27	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業の履行	提案した附帯事業のうち、要求水準書に実施義務として定められた事項は、履行義務が発生するのでしょうか。	No.26の回答をご参照ください。
28	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業の履行	附帯事業については、事業者提案時点では効用が発揮される事業を提案したが、実作業時に履行性を確約することが困難となる場合も想定されます。契約締結後の実施内容については、要求水準書に定める実施義務として一律に履行を求めるのではなく、市との協議により実施内容を決定・変更できる運用としていただくことは可能でしょうか。	No.26の回答をご参照ください。
29	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業の履行	附帯事業に係る費用については、サービス対価に含まれるものと理解してよいでしょうか。含まれない場合、追加費用が発生した際の費用負担及び契約変更の考え方をご教示ください。	No.26の回答をご参照ください。
30	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業	本事業において、市が優先交渉権を選定するにあたって、応募者は、附帯事業を提案することができるが必須では無いとあります。附帯事業を提案として実施した場合、履行義務が発生するのでしょうか？	No.26の回答をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
31	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業	事業者が10年の事業期間の間に附帯事業を実施するためには事業計画などの変更も必要となると想定しており、提案の履行実施に不確定要素が多く含まれると考えられます。附帯事業に関わる業務を本事業の対象外として頂くことは可能でしょうか？	No.26の回答をご参照ください。
32	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業	附帯事業において、応募者は附帯事業を提案することができるが提案は必須ではないとの記述がある一方、応募者が提案した内容を踏まえて要求水準書に附帯事業実施義務を定めとあります。提案した附帯事業が事業決定段階で履行性が確定する訳ではないかと想定されますので、要求水準書などへの実施義務の定めとせず、履行においては市と事業者間で協議の上で実施を行うなどの表現を緩めて頂けないでしょうか？	No.26の回答をご参照ください。
33	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業	附帯事業に対する市の費用負担上限・予算枠の目安をご教示ください。	No.26の回答をご参照ください。
34	実施方針 (案)	5	第1	1				表 1 - 1 詳細設計	サービス対価の価格改定の際、この設計書をもとに改定額を算出する予定でしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
35	実施方針 (案)	5	第1	1				表 1 - 1 台帳管理	既存の施設台帳システムへの入力について、その詳細な業務内容をご教示いただきたい。	No.22の回答をご参照ください。
36	実施方針 (案)	5	第1	1				表 1 - 1 その他 維持管理	下水道用地の管理等と記載がございますが、想定される対象をお示しください。	「実施方針 (案)」別紙2に提示しているとおりです。
37	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	①		事業の範囲 (汚泥廃棄物運搬処分)	処理場施設と異なり、こちらの運搬は一般廃棄物輸送許可の資格を有した事業者が、市の指定する処分場まで搬送を行うことになるとの認識でよろしいでしょうか？	一般廃棄物ではなく産業廃棄物になるので、産業廃棄物収集運搬業許可を有した事業者が、市の指定する処分場まで搬送を行うことを指しています。
38	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	①		事業の範囲 (管路施設 (その他))	公共下水、排水管以外の「その他」にあたる管路とは具体的に何を指すでしょうか？	No.24の回答をご参照ください。
39	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	①		事業の範囲 (管路施設 (その他))	その他の管路施設が、下水道事業以外で実施されている場合には、年間の維持管理計画にはいれませんが、ストックマネジメント計画からは除外することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	①		義務事業	詳細設計の範囲は、ストックマネジメント計画上、対策を必要とする箇所であり、流下能力向上のための設計は含まれないという理解で良いでしょうか	処理場については、処理場内の効率性向上に資する内容も含めて検討を求めます。管路については、ご理解のとおりです。詳細は、募集要項等で公表します。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
41	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	①		義務事業	改築の範囲は、ストックマネジメント計画、異常への対策が必要とする箇所であり、流下能力向上のための設計は含まれないという理解で良いでしょうか	処理場については、処理場内の効率性向上に資する内容も含めて検討を求めます。管路については、ご理解のとおりです。詳細は、募集要項等で公表します。
42	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	①	表1-1	想定対象業務 その他	対象業務に含まれる「会計検査対応の補助」について、予定されている具体的な業務内容をご教示ください。	市が受検する会計検査の実施に当たり、必要な資料の作成、情報提供その他必要な支援を行っていただくことを想定しています。
43	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業	本事業を実施した場合、事業費が増える場合には市側の負担になると考えておりますが、このような理解で良いでしょうか？	No.26の回答をご参照ください。
44	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業	本事業の実施可否については、事業の進捗を踏まえて最終判断を行いたいと考えておりますが、このような理解で良いでしょうか？	No.26の回答をご参照ください。
45	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業	事業実施期間中の社会情勢や事業環境の変化が激しく、計画等の見直しが必要になることも想定され、実施内容の確定が難しいと考えている。そのため附帯事業について、本事業の対象外とすることも含めて検討いただきたい。	No.26の回答をご参照ください。
46	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	①	表1-1	その他	表1-1 想定対象業務（予定）の中に「その他 市との共同での研究や災害対応訓練」とありますが、現在実施しているあるいは今後実施する予定の研究があれば教えてください。	現在、市が共同研究体の構成員となり実証フィールド・運転データを提供している実証事業を実施しています。
47	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業	事業開始前に義務事業と一体的に行うことによる費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業を確定的に提案することは難しいと考えます。本事業外とするか事業開始後の任意としていただきたいと思います。	No.26の回答をご参照ください。
48	実施方針 (案)	5	第1	1	(6)	②		附帯事業	令和8年2月の事業概要書P6図表3 付帯事業実施場所（想定）を6／30の見学会で確認したところ、盛土がなされていました。その状態から付帯事業を実施するのか市側で造成された状態で実施するのかお教えください	市で造成は行いません。現在の状態から附帯事業を実施してください。
49	実施方針 (案)	5						表 1 - 1 想定対象業務（予定） 対象施設：管路施設（その他）	管路施設（その他）について、具体的に何を想定しているかご教授ください。	No.24の回答をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
50	実施方針 (案)	5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (その他) 対象業務: 住民対応	住民対応について、問い合わせ対応は市が実施」という理解で良いか、また、具体的に何を想定しているのか、過去の対応事例と想定している事業者で行うことと合わせてご提示いただけるのかご教授ください。	前段については、問い合わせ対応は市が受け、事業者にも共有し、その後の対応は事業者になることを想定しています。後段については、蓋のガタツキや除草、道路の凹みによる施設の調査や詰まりへの対応等が主になります。
51	実施方針 (案)	5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (その他) 対象業務: 事故対応	事故対応について、具体的に何を想定しているのか、また、事故対応に伴う費用は委託費用外であるのか、その場合の精算は都度なのかご教授ください。	前段については、管路施設に伴う道路陥没等を想定しています。後段については、費用に含んでいます。
52	実施方針 (案)	5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (その他) 対象業務: 汚泥、草等廃棄物運搬	汚泥、草等廃棄物運搬について、「汚泥」および「草等」とは、それぞれ具体的にどこから排出される何を想定しているのかご教授ください。	管路内清掃や、下水道用地の維持管理業務で発生した廃棄物を想定しています。
53	実施方針 (案)	5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (その他) 対象業務: 緊急・災害対応	緊急・災害対応について、具体的に何を想定しているか、また、緊急・災害対応に伴う費用は委託費用外であるのか、その場合の精算は都度なのかご教授ください。	前段については、道路陥没や詰まりへの対応、大雨・地震等による非常参集対応になります。大雨・地震等による非常参集対応の詳細については、「要求水準書 (案)」に記載のとおりです。後段については、緊急・災害対応に伴う費用について、修繕を伴う範疇については、緊急修繕での精算になります。
54	実施方針 (案)	5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: その他 対象業務: 維持管理	維持管理について、備考「下水道用地の管理等」とは、具体的に何を想定しているか、また、下水道用地はP31に記載のある「宮本地区の6箇所のみ」という理解で良いかご教授ください。	前段については、除草や表面清掃を想定しています。後段については、No.36の回答をご参照ください。
55	実施方針 (案)	5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: その他 対象業務: 交付金・補助金申請の補助	交付金・補助金申請の補助について、具体的な業務は何で、どの程度の工数を想定しているか、また、その費用は委託費用内で賄う必要があるのかご教授ください。	前段については、具体的な工数は未定ですが、交付金・補助金申請に必要な資料の作成、情報提供その他必要な支援を想定しています。後段については、当該費用は委託費用に含まれます。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
56	実施方針 (案)	5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設：その他 対象業務：会計検査 対応の補助	会計検査対応の補助について、具体的な業務は何で、どの程度の工数を想定しているか、また、その費用は委託費用内で賄う必要があるのかご教授ください。	前段については、具体的な工数は未定ですが、会計検査に必要な一部書類の作成、会計検査時の市への同席及び施工管理等に関する質問への回答を想定しています。後段については、当該費用は委託費用に含みます。
57	実施方針 (案)	5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設：その他 対象業務：市の計画 策定・見直し業務の補 助	市の計画策定・見直し業務の補助について、具体的な業務は何で、どの程度の工数を想定しているか。また、その費用は委託費用内で賄う必要があるのかご教授ください。	前段については、具体的な工数は未定ですが、市が策定する計画に本事業の内容を反映する場合の補助を想定しています。後段については、当該費用は委託費用に含みます。
58	実施方針 (案)	5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設：その他 対象業務：市との共同 での研究	市との共同での研究について、具体的な業務は何で、どの程度の工数を想定しているか。また、その費用は委託費用内で賄う必要があるのかご教授ください。	前段については、具体的な工数は未定ですが、No.46の回答をご参照ください。後段については、当該費用は委託費用に含みます。
59	実施方針 (案)	5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設：その他 対象業務：災害対応 訓練	災害対応訓練について、具体的な業務は何で、どの程度の工数を想定しているか。また、その費用は委託費用内で賄う必要があるのかご教授ください。	前段については、具体的な工数は未定ですが、市の業務継続計画に基づき実施する震災時を想定した訓練となり、年1回程度実施します。後段については、当該費用は委託費用に含みます。
60	実施方針 (案)	5	第 1	1	(6)	②		付帯事業	付帯事業について、事業期間中の社会情勢や事業環境の変化に伴い、事業計画等の見直しが必要となる可能性があるものと認識しております。そのため、提案時点において実施内容を具体的に確定することが難しい側面がございます。つきましては、このような特性を踏まえ、付帯事業に係る業務の位置付けについて、事業対象外とすることも含め、ご検討いただけますでしょうか。	No.26の回答をご参照ください。
61	実施方針 (案)	6	第1	1	(6)	③		任意事業	任意事業については、想定される投資規模に対して事業期間10年間では十分な投資回収期間を確保することが難しいと考えております。任意事業を本事業の対象外としていただけないでしょうか。	任意事業の取扱に係る詳細は、募集要項等で公表します。
62	実施方針 (案)	6	第 1	1	(7)			表 1-2 事業期間 (予定)	令和9年度第4四半期の基本協定締結から事業開始までの期間は約3か月と認識しておりますが、SPC設立手続、各種契約手続、業務体制の構築および既存事業者からの業務引継ぎ等を円滑に実施するためにも準備期間の確保(プラス3ヶ月等)についてご検討いただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、事業スケジュールを見直し、基本協定締結を令和9年度第3四半期に修正します。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
63	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	①		事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定	「サービス対価の設定 (改定) 時から」と記載がありますが、初回の基準となる年月については、公告時に指定される (募集要項等において、積算時に参照すべき単価の年月が明示される) との理解でよろしいでしょうか。	事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定に係る詳細は、募集要項等で公表します。
64	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	①		事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定	「物価が著しく変動し、さらに継続的に事業者の負担が増減することが予想される場合」と記載がありますが、具体的な参照物価指数等は、公告時の実施契約書 (案) 等で示されとの理解でよろしいでしょうか。	No.63の回答をご参照ください。
65	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	②		プロフィットシェア	実施方針 (案) P4の想定対象業務表では「ユーティリティ調達※電力は除く」とありますが、プロフィットシェアのテーマによっては消費電力の低減が期待できるケースがあります。対象施設の電力調達費および電力消費パターンについて、質問または確認を行うことは可能でしょうか。	年間の電気使用量及び30分値の資料閲覧等は可能です。ただし、個別での対応はできませんので、今後の資料閲覧の際にご確認いただけるようにします。
66	実施方針 (案)	6	第1	1	(6)	③		任意事業	全事業費を事業者側の負担で行い、且つ10年間で事業費を回収するとなると、費用的にも期間的にも非常に事業者側のリスクが大きいです。また本事業に影響を与えた場合も事業者の責となると、任意事業への取組は非常に難しいと考えます。任意事業の条件等の見直しを再度ご検討いただくことは可能でしょうか。	No.61の回答をご参照ください。
67	実施方針 (案)	6	第1	1	(7)			表 1-2 事業期間 (予定)	基本協定締結が令和9年第4四半期、事業開始が令和10年4月の予定となっています。この間に「各種引継ぎ」「事業契約締結」「SPCの設立」等の業務を平行して行うこととなり、事業者側の負担が大きいです。円滑に事業開始できるように事業期間 (予定) の検討をお願いします。	No.62の回答をご参照ください。
68	実施方針 (案)	6	第1	1	(7)			事業期間 (予定)	事業スケジュールでは、令和9年第4四半期に基本協定・引継ぎ・事業契約締結の予定となっております。要求水準書では各業務計画が事業開始の30日前までに提出となっており、市との協議調整なども含めた場合、非常に短期間での設定ではないかと判断されます。基本協定・引継ぎなどの期間を十分に確保するためにも令和9年第3四半期のスケジュールにして頂くなど、ご検討をお願いします。	No.62の回答をご参照ください。
69	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)			サービス対価の改定	サービス対価の改定について、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じてサービス対価の改定を行うとありますが、抽象的な表現とせず、明確な指標の設定をお願いできればと考えております。また、物価変動及び流入水質・量などによるサービス対価の改定が発動する条件を設定頂けますでしょうか？	前段については、No.63の回答をご参照ください。後段の流入水質及び流入量の変動については、「要求水準書 (案)」第3章2-2をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
70	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)			サービス対価の改定	優先交渉権者が指標の内容等を提案することも可能でしょうか。	サービス対価の改定は、原則として契約書に記載のルールに基づき実施します。ただし、優先交渉権者による提案を妨げるものではありません。詳細は、募集要項等で公表します。
71	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	「対象事業の実施時期の延期や、改築に代わる修繕への切替え等の対応を求めることを予定している」とあります。国庫補助金の交付額が要望額を下回ったことにより改築の延期や修繕への切替えが行われ、その結果として維持管理費や修繕費等が当初計画を上回る場合には、当該増加費用についてサービス対価の見直し等により適切に反映されとの理解でよろしいでしょうか。	国庫補助金の交付額が要望額を下回る場合の対応については、市と事業者が協議の上で対応します。これに伴う費用については、直ちにサービス対価を見直すものではなく、健全度を考慮した適正な点検整備・修繕を行うことを基本とします。その上でなお対応が困難な場合は、サービス対価の見直しを含め、個別事象に応じて協議します。
72	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	国庫補助金の交付額が要望額を下回る場合には、当初計画していた改築事業の実施が困難となり、要求水準書等で想定される施設健全度を維持できない可能性があります。このような場合には、交付額の状況や影響期間等を踏まえ、施設健全度に係る目標値や評価基準について協議の上で見直し又は緩和措置が講じられるとの理解でよろしいでしょうか。	国庫補助金の交付額が要望額を下回ったことにより施設健全度に影響が生じる場合は、適正な点検整備・修繕を行った上で、交付額の状況や影響期間等を踏まえ、対応について個別に協議します。
73	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	国庫補助金の交付額が要望額と相違する場合には、市と事業者が協議の上で計画の見直しを行うとされています。この場合、事業者は改築計画や維持管理計画等の再検討を行う必要があり、また改築延期等に伴い維持管理業務や修繕対応の増加が見込まれます。こうした計画見直し業務に要する費用及び追加的に発生する維持管理費用については、契約変更等により別途精算又はサービス対価に反映されとの理解でよろしいでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
74	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	国庫補助金の交付額不足により必要な改築が実施されず、その結果として設備の機能低下や故障等が発生し、水質悪化その他の性能低下に至った場合には、当該事象については事業者の責に帰さない事由として取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	改築の代替案として適正な修繕等を実施したにもかかわらず、要求水準を満たせなかった要因が明らかに事業者にはない場合には、事業者の責を問いません。
75	実施方針 (案)	6	第1	1	(9)			保険	下水道施設において、建物保険（火災保険など）への加入はその保険額が大きくなる、または加入できない恐れがありますので、委託範囲に求める保険内容をお示しいただきたい。	付保すべき保険がある場合、詳細は、募集要項等で公表します。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
76	実施方針 (案)	6	第1	1	(6)	③		任意事業	任意事業として本事業施設を活用した事業（下水熱利用や再生可能エネルギー事業など）を提案・実施し、設置した設備等が事業期間終了時においても市の事業に有益であると認められる場合、事業者負担による原状回復（撤去）を一律に求めるのではなく、市への譲渡（有償または無償）を含めて市と協議の上で決定できるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	実施方針 (案)	6	第1	1	(6)	③		任意事業	任意事業については、想定される投資規模に対して事業期間10年間と短く投資回収期間を確保することが困難と考えており、任意事業の位置付けや実施条件について検討いただきたい。	No.61の回答をご参照ください。
78	実施方針 (案)	6	第1	1	(7)			表 1-2 事業期間 (予定)	令和9年度第4四半期の基本協定締結から事業開始までの期間は約3か月と非常に期間が短く、対応が困難と考えている。（この期間内にSPC設立手続き、各種契約手続き、業務体制の構築及び既存事業者からの業務引継ぎ等を円滑に実施する必要があるため。） つきましては、準備期間を確保していただけないでしょうか。	No.62の回答をご参照ください。
79	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	①		事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定	スライドの基準日や具体の項目（表1-3の項目の詳細版）について、ご教示頂けますでしょうか	詳細は、募集要項等で公表します。
80	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	①		事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定	「物価が著しく変動し」とありますが、この「著しい変動」とみなす具体的な基準（適用する物価指標や変動率など）や、変動分を適切に対価へ反映させるためのスライド条項のルールについては、事業者が適正にリスクを評価できるよう、募集要項等の公表時点で明確に示されるという認識でよろしいでしょうか。	No.63の回答をご参照ください。
81	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	①		事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定	今回の事業内容に詳細設計が含まれていますが、「事業環境の変化」には設計労務単価の変化も含まれているとの理解で良いでしょうか。	No.63の回答をご参照ください。
82	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	②		プロフィットシェア	費用縮減についてプロフィットシェアを導入するとありますが、事業者の創意工夫や省エネ提案等により市の調達・負担である「電力料金」が削減された場合についても、本事業のプロフィットシェアの対象として市と配分されるという認識でよろしいでしょうか。	電力料金削減の要因が、事業者の創意工夫や省エネ提案等によるものであることが明らかな場合には、プロフィットシェアの対象とします。
83	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	②		プロフィットシェア	プロフィットシェアについて、費用削減効果が認められた場合の配分は市と事業者との協議により設定するとありますが、配分割合の考え方についてご教授ください。	詳細は、募集要項等で公表します。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
84	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	②		プロフィットシェア	プロフィットシェアで対象となる「事業者の創意工夫による費用縮減」の具体的な定義をご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
85	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	②		プロフィットシェア	プロフィットシェアの配分割合を設定する「市と事業者との協議」について、具体的にどのような手順、協議に基づき行われる予定でしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
86	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	②		プロフィットシェア	プロフィットシェアの配分割合を設定する「市と事業者との協議」について、協議に当たって事業者がどのような資料を準備する必要があるかご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
87	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	「対象事業の実施時期の延期や、改築に代わる修繕への代替等」の対応を求めることを予定している」とありますが、修繕による延命や改築の遅延により、維持管理費用などが当初想定よりも増加することになった場合、当該負担も含めて適切に事業者の収受対価見直しに反映されと考えてよいでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
88	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	国庫補助の要望額が交付額と相違する場合、想定している健全度の確保は困難となるため、その期間に応じた緩和措置をご提示いただけたとの認識でよろしいでしょうか	No.72の回答をご参照ください。
89	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	国庫補助の要望額が交付額と相違する場合、計画の見直しを行うとありますが、計画変更による想定健全度の変化やそれに伴う維持管理頻度の上昇などを加味して計画策定する必要があるため、この計画見直しに伴う計画策定費、維持管理費の上昇は別途契約変更いただけたとの認識でよろしいでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
90	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	国庫補助金の要望額が確保されず、必要な改築が行えなかった場合の機器故障等による水質悪化の責は発注者側との理解で良いでしょうか。	No.74の回答をご参照ください。
91	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	①		事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定	サービス対価の改定条件に「物価が著しく変動し、さらに事業者の負担が増減することが予想される場合」とあります。判断のバラつきを防止するため定量的な指標を提示していただくことは可能でしょうか？	No.63の回答をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
92	実施方針 (案)	6	第1	1	(6)	②		任意事業	令和8年2月の事業概要書P6図表3 付帯事業実施場所(想定)を6/30の見学会で確認したところ、盛土がなされていました。その状態から任意事業を実施するのか市側で造成された状態で実施するのか教えてください	No.61の回答をご参照ください。
93	実施方針 (案)	6	第1	1	(6)	②		任意事業	貴市の許可、周辺住民への説明、設計・施工、事業実施、撤去・譲渡(又は売却)を本事業期間で行う必要があります。昨今の物価を加味して投資回収を含めた検討をしていきますと現実的には事業として成り立たないと考えます。	No.61の回答をご参照ください。
94	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	①		事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定	「著しく変動」、「継続的に」、「著しく増減」の判断基準は何か教えてください。	No.63の回答をご参照ください。
95	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	①		事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定	「著しく変動」、「継続的に」の基準時点をお教えてください。	No.63の回答をご参照ください。
96	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	国庫補助金の要望額に対して交付額が相違する場合に、維持管理費用が増えた場合や設備故障が発生した際のリスクはリスク分担表No.30計画変更リスクに該当する考えで良いでしょうか?	No.71・74の回答をご参照ください。
97	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	6/30の説明会では、市のリスクとする予定と説明がありました。リスク分担表No.53国庫補助金交付不足の受注者〇が消える理解で良いでしょうか	詳細は、募集要項等で公表します。
98	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	①		事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定	「物価著しく変動し」との記載があるが、例)年1.5%以上の追加記載をお願いいたします。	No.63の回答をご参照ください。
99	実施方針 (案)	6	第1	1	(8)	①		事業環境の著しい変化に伴うサービス対価の改定	国交省の「下水道分野における水の官民連携(ウォーターPPP)ガイドライン」に準拠する旨の追加記載をお願いいたします。	No.63の回答をご参照ください。
100	実施方針 (案)	6	第1	1	(6)	②		任意事業	任意事業について、想定される投資規模を踏まえると、事業期間10年間では十分な投資回収期間を確保することが難しいものと考えております。 このため、民間事業者の提案意欲の向上や事業参画の促進の観点から、任意事業の位置付けや実施条件につきまして、改めてご検討いただけますでしょうか。	No.61の回答をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
101	実施方針 (案)	6	第 1	1	(7)			事業期間	事業期間について、令和9年度第4四半期に基本協定を締結し、事業開始までの準備期間が約3か月であると認識しております。この期間内においては、SPCの設立、各種契約手続き、業務実施体制の構築、既存事業者からの業務引継ぎなど、多岐にわたる準備を実施する必要があります。 これらを確実かつ円滑に実施し、安定した事業開始を実現するため、事業開始までの準備期間について、十分な期間を確保いただくことをご検討いただけますでしょうか。	No.62の回答をご参照ください。
102	実施方針 (案)	6	第 1	1	(8)	③		国庫補助金の交付不足に関して	国庫補助金の交付不足に関して、「対象事業の実施時期の延期や、改築に代わる修繕への切替え等の対応を求めることを予定している」とありますが、これらの対応により施設の維持管理期間が延長され、維持管理費用等が当初の想定を上回る場合には、その増加費用についても適切に事業者への支払対価の見直しに反映されるものと理解してよろしいでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
103	実施方針 (案)	7	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	改築範囲の縮小、または改築に代わる修繕となった場合でも、提案時にご提示した改築額相当の改築または修繕を、事業期間内に実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
104	実施方針 (案)	7	第1	1	(10)			改築工事に関する留意事項	改築事業に関する契約要領（単年度／中期／長期改築実施契約書を締結し、各年度末に単年度改築実施契約書の設計変更を行う等）は、公告時の基本協定書（案）等で示されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	実施方針 (案)	7	第1	1	(8)	③		国補助金が要望額と相違する場合の対応	国庫補助金の交付額が要望額を下回ったことにより、補助対象業務の全部又は一部の実施が困難となり、要求水準書に定める要求水準の達成が困難となる場合、要求水準は変更されとの理解でよろしいでしょうか。	No.72の回答をご参照ください。
106	実施方針 (案)	7	第1	1	(8)	③		国補助金が要望額と相違する場合の対応	国庫補助金の交付額が要望額を下回ったことにより、補助対象業務の全部又は一部の実施が困難となった場合、市単独費による対応又は契約変更等により対応することを想定しているのでしょうか。ご教示ください。	管路については、国庫補助金の交付額が要望額を下回った場合であっても、経済性、周辺住民への影響、予算の確保及び財政上の承諾等を踏まえ、市単独費による対応を行う場合があります。処理場については、健全度を考慮した適正な点検整備・修繕を行った上で、見込んだ修繕費を超えるようなことがあれば、対応について協議します。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
107	実施方針 (案)	7	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	国庫補助金の交付額が要望額を下回り、市単独費による対応も行われないことに起因して要求水準の達成が困難となった場合、当該事象を理由としてモニタリング評価の低下やサービス対価の減額等の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	国庫補助金の交付不足に起因して「要求水準書」等に定める水準を満たせない場合であって、かつその要因が事業者の責に帰さないときは、事業者の責を問いません。また、当該事象を理由として、モニタリング評価の低下又はサービス対価の減額等の対象とはしません。
108	実施方針 (案)	7	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	国庫補助金要望額に満たない結果となった場合、当該年度の改築事業費は不足分が減となるという認識でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
109	実施方針 (案)	7	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	想定していた国庫補助金が大幅に減となった場合、単独費を導入して実施する意思はあるという認識でよいでしょうか？	No.106の回答をご参照ください。
110	実施方針 (案)	7	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	想定していた国庫補助金が大幅に減となって単独費を導入する場合、その国庫補助金減少額はどの程度を想定しているのでしょうか？	国庫補助金減少額は市が想定できるものではありません。
111	実施方針 (案)	7	第1	1	(9)			保険	保健付保はマストではない、という認識でよいでしょうか？	詳細は、募集要項等で公表します。
112	実施方針 (案)	7	第1	1	(10)	①		改築工事に関する留意事項	「事業者は、市に協力するもの」とありますが、工事に関する主要な業務（計画・設計、工事・監理）などは市が実施して頂き、資料の提供や現場調整が事業者の協力と考えておりますが、その認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	実施方針 (案)	7	第1	1	(10)	③		改築工事の対象	国庫補助が認められなかった分は、単独費を投入するという認識でよいでしょうか？	No.106の回答をご参照ください。
114	実施方針 (案)	7	第1	1	(11)			事業の費用負担	付帯事業を提案した場合、実施しないことはあるのでしょうか？ その場合の評価、事業契約への想定されている影響をお教えください。	No.26の回答をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
115	実施方針 (案)	7	第1	1	(8)	③		国庫補助金が要望額と相違する場合の対応	現地説明会にて、金額に相違がある場合、「市のリスクとして対応」とのことですが、補助金減額分は市の単費等で補填し事業は実施するとの理解でよいでしょうか。 国庫補助金の交付額が要望額と相違する場合、市と事業者は協議の上で計画の見直し（延期や修繕への切替え等）を行い、そのリスクは発注者（市）負担とされています。 補助金減額分は市の単費等で補填し事業は実施するのでしょうか。もしくは、補助金の不足や交付遅延等により改築工事が延期・中止・変更となる場合については、事業者が既に確保している配置技術者（管理技術者・照査技術者等）の人件費や、SPCの維持管理に伴う固定費などの損害に対し、サービス対価の調整等の補償措置が講じられるか確認させていただきたく存じます。	前段については、No.106の回答をご参照ください。後段については、No.71の回答をご参照ください。
116	実施方針 (案)	8	第1	1	(12)			サービス対価の支払	サービス対価の支払スケジュール（四半期ごと等）は、公告時の実施契約書（案）等で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
117	実施方針 (案)	9	第1	2	(1)			選定基準評価方法	本事業は業務範囲が広範にわたることから、事業者がより適切な提案および積算を行うため、事業費の総額に加え、可能な範囲で各業務項目ごとの費用内訳についてもお示しいただくことをご検討いただけますでしょうか。	事業費については、総額に加え、収益的支出（3条）と資本的支出（4条）に区分した内訳を示す予定です。
118	実施方針 (案)	10	第2	2				応募者の参加資格要件	「地元企業の活用は、事業者選定時の加点要素とする予定である。」と明記されていますが、市外業者と市内業者がJVを組成することは、地元企業の活用として加点要素となるかご教示ください。	「実施方針（案）」2-2(1)③のとおり、地元企業を応募グループに含めることは認めませんが、優先交渉権者選定後において、市内企業と市外企業がJVを組成し、SPCが発注する業務を受託することは妨げません。ただし、加点要素となるか否かは、現時点では回答を差し控えます。
119	実施方針 (案)	10	第2	2				応募者の参加資格要件	「地元企業の活用は、事業者選定時の加点要素とする予定である。」との記載について、現段階でどのような評価方法をお考えでしょうか（例：発注金額、発注率、業者数等）。	詳細は、募集要項等で公表します。
120	実施方針 (案)	10	第2	2				応募者の参加資格要件	SPCからSPC構成企業へ業務をパススルーし、さらに当該SPC構成企業から地元企業へ業務を委託する実施体制の場合でも、地元企業の活用として事業者選定時の加点要素となるとの理解でよいでしょうか。	当該実施体制が地元企業の活用として事業者選定時の加点要素となるかについては、現時点では回答を差し控えます。
121	実施方針 (案)	10	第2	2				応募者の参加資格要件	今年度(R08) に予定されているストックマネジメント計画策定業務を受託したコンサルタントについても、当該W-PPP案件に民側参画可能という認識でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
122	実施方針 (案)	10	第2	2				応募者の資格参加要件	「本市の水の官民連携において地元企業を応募グループに含めない」とありますが、地元企業活用を前提に大きな役割を担って頂くことを想定した場合、当該部分の費用は地元企業が参画可能と確認できた額を計上することになるのでしょうか。	ご質問の趣旨が分かりかねるため、回答は差し控えます。必要に応じて、今後の質問の機会に改めてご質問いただきますようお願いいたします。
123	実施方針 (案)	10	第2	2				応募者の資格参加要件	同一業務に対して地元企業からの提示額が提案グループによって異なっているなどの状況が生じた場合、事業者選定に地元企業の意向が強く反映されることも懸念されます。地元企業活用部分については価格評価の範囲外とするなど、地元企業活用の提案が促進されるよう配慮をお願いします。	ご意見として承ります。
124	実施方針 (案)	10	第2	2				応募者の参加資格要件	選定時の加算対象として、地元企業の数ではなく、地元企業の活用手法が加算対象との認識でよろしいでしょうか？	No.119の回答をご参照ください。
125	実施方針 (案)	10	第2	2				応募者の参加資格要件	「地元企業の活用は、事業者選定時の加算要素とする予定である。」の評価方法について具体的に教えてください。	No.119の回答をご参照ください。
126	実施方針 (案)	10	第2	2				応募者の参加資格要件	応募者の参加資格要件について、「地元企業の活用は、事業者選定時の加算要素とする予定である。」とありますが、現時点において想定されている評価方法や評価項目についてご教示ください。 例えば、地元企業への発注金額、発注割合、活用する事業者数などを評価指標として想定されているか、ご教示いただけますでしょうか。	No.119の回答をご参照ください。
127	実施方針 (案)	11	第2	2	(2)	①		参加資格要件	(オ) 建築工事を担当する企業は、令和8・9年度船橋市建設工事入札参加有資格者名簿の業種「建築一式工事」に登録されていることが要件として設定されています。想定されている建築工事がございましたら今後お示しいただけないでしょうか。	市が現在想定している建築工事はありませんので、「実施方針 (案)」を修正します。
128	実施方針 (案)	11	第2	2	(2)	①	(オ)	参加資格要件	実施方針(案)5P ※2に、高瀬下水処理場における耐震化事業は…対象外とする予定である。と記載がありますが、参加要件には「建築一式工事」が登録されていること。との記載があります。建築工事の想定対象業務の項目をご教示願います。	No.127の回答をご参照ください。
129	実施方針 (案)	11	第2	2	(2)	①	(オ)	参加資格要件	参加資格要件のうち、土木工事・建築工事の参加資格要件を求められておりますが、開示頂いている改築対象一覧 (案) 及び要求水準書内の業務内容から、建築工事に関わる業務は本事業の対象外と想定しております。本事業における建築工事は具体的にどの様な業務となるのかご教授願います。	No.127の回答をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
130	実施方針 (案)	11	第2	2	(2)			応募所の参加資格要件	応募グループを構成する各業務・工事の担当企業は、SPCから当該担当企業には発注されず、地元企業含めた別事業者が受託した当該担当関係業務については、特段の責は負わないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨が分かりかねるため、回答は差し控えます。必要に応じて、今後の質問の機会に改めてご質問いただきますようお願いいたします。
131	実施方針 (案)	13	第3	1	(2)			資料閲覧	令和8年7月1日から7月7日までの資料閲覧期間終了後、同様に資料閲覧の機会を設けていただくことは可能でしょうか。また、その際、資料の複写又は写真撮影は可能でしょうか。	前段については、後日、資料を閲覧できる機会を設ける予定です。後段については、資料の複写及び写真撮影の可否を含め、資料閲覧の案内時に公表します。
132	実施方針 (案)	13	第3	1	(2)			資料閲覧	令和8年7月1日から7月7日までの資料閲覧期間に閲覧した資料については、今後公表資料として公開される予定でしょうか。その場合はその時期をご教示ください。	No.131の回答をご参照ください。
133	実施方針 (案)	13	第3	表3-1				募集及び事業スケジュール (予定)	「実施方針(案)1P第1 特定事業の選定に関する事項」の記載がありますが、募集及びスケジュールの令和8年度第4四半期に選定・公表される特定事業は、実施方針(案)に記載されている特定事業とは、異なる内容のものになるのでしょうか。	原則として、「実施方針(案)」に記載している特定事業と同一の内容を想定しています。ただし、本質問回答や今後の検討により、内容を一部修正する可能性があります。
134	実施方針 (案)	13	第3	表3-1				募集及び事業スケジュール (予定)	「予定時期；令和8年度第2四半期：実施方針、要求水準書の公表；令和8年度第4四半期：特定事業の選定・公表」の予定となっていますが、特定事業の選定・公表は、実施方針には記載されないのでしょうか。	実施方針に記載する特定事業の選定に関する事項は、あくまで当該時点における案です。特定事業の正式な選定・公表は、募集及び事業スケジュール(予定)に示す時期に別途行う予定です。
135	実施方針 (案)	13	第3	表3-1				募集及び選定スケジュール (予定)	実施方針(案)・要求水準書(案)が公表されてから、実施方針・要求水準書が公表されるまでの間において、今回提示する質問書の内容が反映されるものと認識しておりますが、短い期間ではあるものの、その間に説明会等を開催する予定はありますか？(開催して頂きたい)	今回の質問内容は、今後公表する「実施方針」及び「要求水準書」に反映します。なお、それ以外の更新事項は予定していないため、説明会の開催は予定していません。
136	実施方針 (案)	13	第3	表3-1				募集及び選定スケジュール (予定)	表3-1では、募集要項等の公表が令和8年第4四半期となっており、その後の基本協定締結まで(令和9年第4四半期)までが公募期間となります。その間に、競争的対話が行われるものとの認識でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
137	実施方針 (案)	13	第3	表3-1				募集及び選定スケジュール (予定)	募集要項の公表から、基本協定の締結までの1年間で、事業者の募集期限、質疑応答や競争的対話、現場説明会、プロポーザル期限などが想定されますが、その予定もご提示願います。	詳細は、募集要項等で公表します。
138	実施方針 (案)	13	第3	1	(2)			資料閲覧	実施方針・要求水準の公表時には閲覧資料は開示されますでしょうか。	「実施方針・要求水準の公表時」と指定がありますが、実際は募集要項等の公表時の見込みです。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
139	実施方針 (案)	13	第3	1	(2)			資料閲覧	令和8年7月1日(水)～7月7日(火)の期間に資料閲覧をいたしましたが、コピー及び撮影禁止でした。募集要項等の公表時にはデータ化された資料の配付等の対応していただけないでしょうか。	No.131の回答をご参照ください。
140	実施方針 (案)	13	3						入札はいつくらいを想定されているかお教えてください。	事業者の選定スケジュールの詳細(提案書の提出時期等)は、募集要項等で公表します。なお、本事業は公募型プロポーザル方式により事業者を選定する予定のため、その場合、「入札」は実施しません。
141	実施方針 (案)	13	第3	1	(2)			資料閲覧	資料閲覧について、「資料閲覧の日程と場所」において閲覧対象資料をご提示いただいておりますが、対象資料は非常に多岐にわたり、閲覧期間内に内容を十分把握することが困難であると考えております。 つきましては、応募者による適切な提案検討を行う観点から、後日データをご提供いただくこと、または追加の資料閲覧日を設けていただき、資料の写真撮影や電子データ化を認めていただくことについて、ご検討いただけますでしょうか。	No.131の回答をご参照ください。
142	実施方針 (案)	13	第3	1	(2)			資料閲覧	資料閲覧期間以外に、資料を閲覧できる機会を設ける予定はございますでしょうか。また、資料閲覧時における資料の複写または写真撮影は可能でしょうか。あわせて、当該資料につきましては、今後公表予定の実施方針や要求水準書等の公表時に、あわせて開示される予定があるかご教示ください。	No.131の回答をご参照ください。
143	実施方針 (案)	14	第3	1	(2)			資料閲覧	令和8年7月1日(水)から7月7日(火)までの資料閲覧期間以降に、追加の閲覧機会を設ける予定はございますでしょうか。併せて、当該資料が実施方針または要求水準書の公表時に開示される予定があるかをご教示ください。	No.131の回答をご参照ください。
144	実施方針 (案)	14	第3	1	(2)			資料閲覧	改築に係わる既設図面(CAD)や修繕履歴等の資料は今後データ等で貸与いただけますでしょうか。	データを確認できた資料は貸与可能です。なお、資料によっては、紙媒体のみのものがあります。
145	実施方針 (案)	14	第3	1	(2)	①		資料閲覧	表3-3資料閲覧の日程と場所に対象となる資料内容を明記頂いておりますが、膨大な資料であり、閲覧だけでは応募者側での内容把握が困難となります。後日、データ開示頂くか、別日でも構いませんので再度資料閲覧日を設定して頂き、応募者によるカメラ撮影やデータ化を認めて頂きますようお願いいたします。	No.131の回答をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
146	実施方針 (案)	14	第3	1	(2)	①		資料閲覧	表3-3に資料閲覧の内容を記載頂いておりますが、今回事業範囲における資産台帳(機器台帳)、納入年度、健全度などが全て把握判断出来る資料の開示が不足している様に見受けられます。事業範囲における全資産の資産台帳・最新の健全度状態・設置年度などが判断できる資料を別途開示頂けないでしょうか？	No.131の回答をご参照ください。
147	実施方針 (案)	16	第3	5				総合評価	優先交渉者の選定については、事業者選定基準などに基づき評価されと考えますが、このような基準書はいつ頃に公表されますでしょうか？	詳細は、募集要項等で公表します。
148	実施方針 (案)	16	第3	5				提案価格	提案価格を算出するに際して予定価(上限価格) も公表されると思いますが、予定価については実施方針公表に併せて示されるでしょうか	詳細は、募集要項等で公表します。
149	実施方針 (案)	16	第3	6	(2)			SPCの設立	「応募グループを構成するすべての構成員は SPC に対して出資することを要し」とありますが、応募グループには参画し、SPCからの発注業務の確実な執行に関与するが、SPCへの出資は行わない、いわゆる協力企業は想定されていないという理解でよろしいでしょうか。 その場合、P11 (2) 参加資格要件 (ア) から (キ) までの要件を満たすために必要な全企業がSPCへの出資が必要になると考えますが、協力企業の参画を認めるなど運用に幅があった方が、提案グループ組成がより円滑になるものと思慮します。	前段については、現時点では、ご理解のとおりです。後段については、ご意見として承ります。
150	実施方針 (案)	17	第3	6	(6)	②		事業契約締結に係る留意事項等	事業契約の締結に係る事業者の弁護士費用、印紙代等は、事業者の負担と記載頂いておりますが、履行の保証についてはどのような考え方、手続きが必要となるでしょうか？	履行の保証に関する考え方及び必要な手続きは市の約款等に準拠する予定ですが、詳細は、募集要項等で公表します。
151	実施方針 (案)	18	第4	3	(3)			モニタリング基本計画書 (案)	今後ご提示予定のモニタリング基本計画書 (案) を基に、事業者はセルフモニタリングの提案内容を検討するとの理解でよろしいでしょうか。可能であれば実施方針の公表時、遅くとも募集要項の公告時までにご提示いただけますでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
152	実施方針 (案)	18	第4	3	(3)			ペナルティ	ペナルティについての具体フローおよび減額金額については、いつの時点でどの書類に明示頂けるかご教示頂けますか？	詳細は、募集要項等で公表します。
153	実施方針 (案)	19	第4	4	(4)	③		各施設の業務	修繕や点検実施時には、市の検査を受けると記載がありますが、本検査は都度都度の修繕工事や点検業務などにおいて現地検査を行うと言う意味ではなく、モニタリングなどを通じて履行状況の確認検査を市が実施するとの解釈で宜しいでしょうか？	詳細は、募集要項等で公表します。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
154	実施方針 (案)	19	第4	3	(3)			性能未達の場合における措置	第3段階：委託費の減額において、「～、第13条の委託費用の見直しに基づき委託費を減額することができる。」と記述されています。この13条の内容を確認したく、現在の高瀬下水処理場の包括的民間委託の要求水準あるいは契約書を公開して頂くようお願い致します。	現在の包括的民間委託の第13条については以下のとおりです。 第13条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。 (1) 仕様書等の内容が一致しないこと（仕様書等の優先順位が定められている場合を除く。） (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること (3) 仕様書等の表示が明確でないこと (4) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること (5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、業務実施期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
155	実施方針 (案)	19	第4	3	(3)			性能未達の場合における措置	モニタリング基本計画書案の公表時期についてご教示ください。	No.151の回答をご参照ください。
156	実施方針 (案)	19	第4	3	(4)	①		更新計画案作成・詳細設計業務	「完了時に市が指定する書類を提出し、市の検査を受ける」とありますが、事業者への対価支払を伴う中間検査も想定されているという理解でよろしいでしょうか。	更新計画案作成業務及び詳細設計業務については、各業務の完了時に市の検査を受け、当該業務に係る対価を支払うことを想定しています。
157	実施方針 (案)	19	第4	3	(4)	①		更新計画案作成・詳細設計業務	作成する更新計画案において目標とする各設備の健全度や全体のリスクレベル等については、受注者側の任意判断で良いとの理解で良いでしょうか。	更新計画案において目標とする各設備の健全度や全体のリスクレベル等は、事業者の任意判断ではなく、国土交通省等のガイドライン、要求水準書、点検・調査結果、関連計画及び市との協議を踏まえて設定することを想定しています。
158	実施方針 (案)	27	別紙1				No.3	住民などの対応	「上記以外のもの」について想定しにくいため、その考え方および範囲を今後お示しいただけないでしょうか。	「上記以外のもの」を削除します。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
159	実施方針 (案)	27	別紙1				No.4	住民などの対応	「受注者の業務実施に伴い生じた住民反対運動、訴訟」との記載は、「受注者の責による住民反対運動、訴訟」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	実施方針 (案)	27	別紙1				No.1 7・18	法令等の変更	要求水準書 (案) P16の関係法令等は実施方針 (案) P27のNo.17.18に区分されるとの理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書 (案) 」P16に列挙している関係法令等は一例であり、この限りではありませんが、主としてリスク分担表におけるNo.17及びNo.18に対応するものとお考えください。
161	実施方針 (案)	27	別紙1				No.1 7・18	法令等の変更	別紙1 No.17 (発注者負担) とNo.18 (受注者負担) の区分について、法令等には、指針なども含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	実施方針 (案)	27	別紙1				No.1 7・18	法令等の変更	要求水準書 (案) P15,16 1-16 関係法令等に記載の「当該法令等が改正された場合には、改正後の内容 (時点最新版) に基づき対応するものとする。」とありますが、リスク分担の基準日については、入札時点との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	実施方針 (案)	27	別紙1				No.35	施設の損傷	「上記以外のもの」が想定できないため、考え方・範囲をお示しいただけないでしょうか。	範囲としては、施設の損傷における事象は全て範囲内です。リスク分担表No.33,34以外の原因により損傷があった場合、その状況によりどちらのリスクかを判断するといった考え方になります。
164	実施方針 (案)	27	別紙1					リスク分担表 (No.10 不可抗力)	「『天災が起きた場合でも受注者の故意または重過失によるものは除く』との記載について、具体的にどのような事象を想定されているかご教示ください。	事業者が本来実施すべき修繕又は改築を実施しなかったことにより天災時の損害が拡大した場合、天災の影響に関係なく施設を破損させるような行為をした場合又は重大な操作ミス等により損害が生じた場合等を想定しています。
165	実施方針 (案)	27						別紙1 リスク分担表 No.3住民等の対応	「上記に係る一次対応」とは、住民からの苦情等の受付を市が行い、その後市からの連絡を受け、現場での1次対応を事業者が行う範囲という認識よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
166	実施方針 (案)	27						別紙1 リスク分担表 No.3住民等の対応	「上記以外のもの」とは、市から2次対応等の指示があった場合に発動するものであり、住民と事業者の直接的な対応は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	No.158の回答をご参照ください。
167	実施方針 (案)	27						別紙1 リスク分担表 No.4住民等の対応	住民等の対応について、「受注者の業務実施に伴い生じた住民反対運動、訴訟」は受注者側のリスク負担となっています。当該リスクについて、貴市が想定している具体のリスクを教えてください。	一例として、受注者の故意または過失により施設が破損したことに伴う住民反対運動、訴訟への対応などを想定しています。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
168	実施方針 (案)	27						別紙 1 リスク分担表 No.6環境問題	環境問題について、「受注者の責による有害物質の排出・漏洩」は受注者側のリスク負担となっています。当該リスクについて、貴市が想定している具体のリスクを教えてください。	一例として、受注者の故意または重過失により施設が破損したことに伴う有害物質の排出・漏洩による影響への負担などを想定しています。
169	実施方針 (案)	27						別紙 1 リスク分担表 No.6環境問題	「受注者の責による有害物質の排出・漏洩」は、現有の処理方式では処理しきれない悪質下水の流入、ウイルスの混入などによるものは含まれないとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
170	実施方針 (案)	27						別紙 1 リスク分担表 No.8事故・災害	事故・災害について、「受注者の責による事故・災害の発生」は受注者側のリスク負担となっています。当該リスクについて、貴市が想定している具体のリスクを教えてください。	一例として、受注者の故意又は重過失により施設が破損したことに伴う有害物質の排出又は漏えいによる影響への負担、本来実施すべき修繕又は改築を実施しなかったことにより事故又は災害時の損害が拡大した場合の負担、重大な操作ミス等により損害が生じた場合の負担等を想定しています。
171	実施方針 (案)	27						別紙 1 リスク分担表 No.12経費の上昇	経費の上昇について、「発注者の責による業務内容・用途の変更等に起因する経費の増大及び契約書に規定する経費以外の経費の増大」は受注者側のリスク負担となっています。発注者の責以外にも、社会情勢等による経費の増大の可能性はあるのでしょうか？	発注者の責以外にも、社会情勢等による経費の増大の可能性はあるのではないかという点は、ご理解のとおりです。なお、物価等の変動に伴う費用の増大については「物価変動リスク」、法令等の改正に伴う費用の増大については「法令等の変更」で整理しています。
172	実施方針 (案)	27						別紙 1 リスク分担表 No.13計画書記載事項の履行	事業者の責によらない場合（交付金の不足などで履行できない場合）などもあるため、リスク分担を明確に記載頂きたい	ご意見として承ります。詳細は、募集要項等で公表します。
173	実施方針 (案)	27						別紙 1 リスク分担表 No.15 契約締結のリスク	「受注者の責により選定受注者が契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合」は、SPCから発注する業務が地元企業などの意向との齟齬などにより、不調になる、契約締結に時間を要する場合とは別の定めと考えてよいでしょうか。前述のような状況に関しては、受託者の努力によって回避が難しい事象も生じ得ると考えますので、全てを受託者リスクとしない形で整理をお願いします。	特別な事由を除き、原則は受注者の責とします。
174	実施方針 (案)	27						別紙 1 リスク分担表 No.18法令等の変更	法令等の変更について、「本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更」は受注者側のリスク負担となっています。当該リスクについて、貴市が想定している具体のリスクを教えてください。	現時点で個別に想定しているものはありません。一般的に適用される法令等の改正に伴い、事業者において新たに必要となる対応や費用負担を想定しています。
175	実施方針 (案)	27						別紙 1 リスク分担表 No.10不可抗力	不可抗力のうち、豪雨や火山噴火に伴う流下機能及び処理能力の停止及び低下は発注者側のリスクという理解で良いでしょうか	不可抗力の対象については協議により決定します。
176	実施方針 (案)	27	第4	1				リスク分担の基本的考え方	別紙 1 リスク分担表に「予見不可能な地中構造物や土質の乖離が見られた場合：負担者発注者」を記載追加して欲しい。	ご意見として承ります。詳細は、募集要項等で公表します。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
177	実施方針 (案)	27	第4	1				リスク分担の基本的考え方	別紙 1 リスク分担表の項目：維持管理、No42、リスクの種類：維持管理・修繕費用増大リスクの負担者に両方に○がついているが、シチュエーションを明確にして発注者・受注者負担を分けて欲しい。	ご意見として承ります。詳細は、募集要項等で公表します。
178	実施方針 (案)	27	第4	1				リスク分担の基本的考え方	別紙 1 リスク分担表の項目：維持管理、No44、リスクの種類：道路陥没リスクの負担者に両方に○がついているが、発注者負担ではないか確認して欲しい。	ご意見として承ります。詳細は、募集要項等で公表します。
179	実施方針 (案)	27	第4	1				リスク分担の基本的考え方	別紙 1 リスク分担表の項目：建設、No53、リスクの種類：国補助金交付不足の負担者に両方に○がついているが、発注者負担ではないか確認して欲しい。	国庫補助金の交付額が要望額を下回る場合には、市と事業者が協議の上で対応することを想定しています。これに伴う費用については、まずは健全度を考慮した適正な点検整備・修繕を行うことを基本とします。その上でなお対応が困難な場合は、サービス対価の見直しを含め、個別事象に応じて協議することとしているため、負担者は双方としています。
180	実施方針 (案)	27	別紙1					リスク分担表	リスク分担表について、個別内容について協議することは可能でしょうか。	リスク分担表の個別内容については、競争的対話等において協議することは可能です。
181	実施方針 (案)	27	別紙1					リスク分担表	物価変動、金利変動リスクについて、契約書等に定める範囲内は受注者負担とありますが、全体スライド、単品スライド等はどうに決定されるのでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
182	実施方針 (案)	27						別紙1 リスク分担表 項目：共通 No.19 リスクの種類：第三者賠償リスク リスクの内容：維持管理上により発生する騒音・振動・悪臭等に関すること	維持管理上により発生する騒音・振動・悪臭等に関することについて、「環境基本法をはじめとする環境関連法令に基づいた対応」をしている場合は、「受注者リスクではない」という理解で良いかご教示ください。	受注者が行う業務により発生した騒音・振動・悪臭等に関する第三者への対応は受注者の負担となります。
183	実施方針 (案)	28	別紙1				No.39	下水の水質変動リスク	「上記以外のもの」が想定できないため、考え方・範囲をお示しいただけないでしょうか。	やむを得ない場合を除いた、要求水準を達成するために掛かった費用は受注者の負担となります。
184	実施方針 (案)	28	別紙1				No.42	維持管理・修繕費用増大リスク	維持管理・修繕費用増大リスクについては、2項目に分けていただき、事業者の責によるものは受注者負担、それ以外で発注計画時の想定以上に増加した場合は発注者負担となるよう、区分していただけないでしょうか。	No.177の回答をご参照ください。
185	実施方針 (案)	28	別紙1				No.43	道路陥没リスク	業務の要求性能の不適合により道路陥没が発生した場合に受注者負担とされていますが、受注者のリスクが過大であると考えております。要求性能の不適合が何を指すのか、責任分界点を明確にいただけないでしょうか。	「要求水準書 (案)」に示している内容を実施していなかった場合に、要求性能の不適合となる可能性があります。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
186	実施方針 (案)	28	別紙1				No.43	道路陥没リスク	道路陥没の発生については豪雨による崩壊等、下水以外の様々な要因も考えられるため、「下水道管が起因する道路陥没」と修正して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は、募集要項等で公表します。
187	実施方針 (案)	28	別紙1				No.43	道路陥没リスク	維持管理、修繕・改築等の業務が未実施の箇所の責任については、2項目に分けていただき、受注者の責によるものは受注者負担として、それ以外は発注者負担としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は、募集要項等で公表します。
188	実施方針 (案)	28	別紙1					リスク分担表 (No.38,39下水の水 質変動リスク)	「下水の水質変動リスク」欄において、「流入水による経費の増加」と「上記以外の経費の増加」が区分されています。「上記以外の経費の増加」について、貴市が具体的に想定されている経費項目・発生シナリオをご教示ください。	No.183の回答をご参照ください。
189	実施方針 (案)	28						リスク分担表	例えば、No.35,44,53では、発注者と受注者の分担が明確ではございませんが、今後、細分化、明確化されるという理解でよろしいでしょうか。	No.163の回答をご参照ください。
190	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 No.33 施設の損傷	「施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷」は受注者リスクとされていますが、P6「(8) サービス対価の改定 ③ 国庫補助金が要望額と相違する場合の対応」にあるような改築時期の遅延が原因かつ、必要な維持管理費用増が発注者から手当てされないなどの場合は、受注者リスクではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 No.33 施設の損傷	施設の損傷について、「施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷」は受注者側のリスク負担となっています。当該リスクについて、貴市が想定している具体のリスクを教えてください。	一例として、適切な定期修繕を行わなかったことによる、施設の損傷などを想定しています。
192	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 No.34施設の損傷	施設の損傷について、「受注者の責により施設が損傷した場合」は受注者側のリスク負担となっています。当該リスクについて、貴市が想定している具体のリスクを教えてください。	一例として、誤操作による施設の損傷などを想定しています。
193	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 No.35施設の損傷	施設の損傷について、「施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷、及び受注者の責により施設が損傷した場合」以外のものは、発注者側・受注者側双方のリスク負担となっています。当該リスクについて、貴市が想定している各々の具体のリスクを教えてください。	No.163の回答をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
194	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 No.42維持管理・修繕 費用増大リスク	維持管理・修繕費用増大リスクについて、「詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合」は発注者側・受注者側双方のリスク負担となっています。当該リスクについて、貴市が想定している各々の具体のリスクを教えてください。	「実施方針 (案)」に示した要望等処理業務から大きく増加した場合は市のリスクと想定しています。事業者が示した業務計画に基づく維持管理の不履行による苦情等については事業者のリスクと想定しています。
195	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 No.48 計画・設計リス ク	「受注者が実施した計画・設計に不備があった場合」とありますが、最長計画策定からは5年、詳細設計からは3年後に改築更新がなされますので、計画・設計業務実施後の外的環境の変化や実施時には想定できない事象により何らかの不具合が生じた場合は、ここでいう計画・設計の不備ではないという理解でよろしいでしょうか。	計画・設計業務実施時に通常想定し得ない事象により生じた不具合は、ここでいう計画・設計の不備には含まれません。なお、改築更新の発注時には、必要に応じて計画又は設計内容の見直しを行うことを想定しています。
196	実施方針 (案)	28						リスク分担表 No.50,51	No.50,51工事費増大リスクについて、いずれにも該当しない工事費増大要因（想定を超える天候不良等）がある場合の受注者リスクは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	No.50及びNo.51のいずれにも該当しない工事費増大要因が生じた場合の取扱いについては、個別事象に応じて協議します。
197	実施方針 (案)	28	別紙1					リスク分担表 維持管 理 N.35	負担者が発注者、受注者双方に〇となっています。No.33/34は受注者に起因する内容なので、受注者が〇で良いと考えますが、No.35は「上記以外のもの」なので、発注者が〇ではないでしょうか？	No.163の回答をご参照ください。
198	実施方針 (案)	28	別紙1					リスク分担表 維持管 理 N.42	負担者が発注者、受注者双方に〇となっています。発注計画時想定以上に増加した場合は協議を行っていただけないという解釈でよろしいでしょうか？	No.163の回答をご参照ください。
199	実施方針 (案)	28	別紙1					リスク分担表 維持管 理 N.44	負担者が発注者、受注者双方に〇となっています。維持管理、修繕・改築等の業務が未実施の場合のリスクなので、発注者が〇ではないでしょうか？	詳細は、募集要項等で公表します。
200	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 項目：維持管理 No.33 リスクの種類：施設の 負傷 リスクの内容：施設の 劣化に対して、受注者 が適切な維持管理業 務を実施しなかったこ とに起因する施設の損傷	管路について「R10～R14に市が調査した結果に基づき指定した工事」を行っている中で、「指定されていない管路で発生した損傷は対象外」という理解で良いかご教示ください。	市が調査した結果については事業者の確認義務があるため、対象になります。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
201	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 項目：維持管理 No.35 リスクの種類：施設の 負傷 リスクの内容：上記以 外のもの	上記以外のものについて、「受注者リスク」となるものは具体的に何を想定しているか、また、第三者による管路の損傷等（例えば、道路工事やガス管工事などその他事業による下水道管路の損傷等）は、「受注者リスクではない」という認識で良いかご教示ください。	前段については、No.163の回答をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。
202	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 項目：維持管理 No.35 リスクの種類：施設の 負傷 リスクの内容：上記以 外のもの	第三者による管路の損傷等（例えば、道路工事やガス管工事などその他事業による下水道管路の損傷等）は、「受注者リスクではない」という認識で良いかご教示ください。	ご理解のとおりです。
203	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 項目：維持管理 No.35 リスクの種類：施設の 負傷 リスクの内容：上記以 外のもの	その他の地下埋設物（電線、水道管、ガス管）の情報（図面や配管図等）は共有いただけるかご教示ください。	処理場については、敷地内の埋設物であれば、共有を想定しています。 （敷地外は各管理者へ確認）
204	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 項目：維持管理 No.42 リスクの種類：維持管 理・修繕費用増大リス ク リスクの内容：詰まりや 苦情等の突発的な対 応業務に係る費用が、 発注計画時想定以上 に増加した場合	「受注者リスク」となるものは具体的に何を想定しているかご教示ください。	No.194の回答をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
205	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 項目：維持管理 No.43 リスクの種類：道業務 期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合	「R10～R14に市が調査した結果に基づき指定した工事」または「市の承認を得た更新計画」に基づき維持管理、修繕改築を行っていた場合は、「受注者リスク」ではないという理解で良いかご教示ください。	No.200の回答をご参照ください。
206	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 項目：維持管理 No.44 リスクの種類：業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務が未実施の箇所、道路陥没が発生した場合	「R10～R14に市が調査した結果に基づき指定した工事」または「市の承認を得た更新計画」に基づき維持管理、修繕改築を行っていた場合は、「受注者リスク」ではないという理解で良いか、また、「受注者リスク」となるものは具体的に何を想定しているかご教示ください。	前段については、No.200の回答をご参照ください。 後段については、事業者が市が提供した調査結果を確認した上で異常なしと判断した箇所において、道路陥没が起きた場合が挙げられます。
207	実施方針 (案)	28						別紙1 リスク分担表 ※1	合理的な調査・確認を実施しても発見することができない潜在的な不備（潜在瑕疵）については、受注者の責によらないものとして整理され、当該対応に要する費用及びリスクは発注者の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。 また、潜在瑕疵の判断基準やリスク分担について、双方の認識を共有するため、協議の機会を設けていただくことは可能かご教示ください。	前段については、合理的な調査・確認を実施しても発見することができず、かつ事業者の帰責事由によらない潜在的な不備については、発注者のリスクとなりますが、費用については設定金額を目安に対応の上、上限額を超過した場合は協議によります。後段については、協議することは可能です。
208	実施方針 (案)	29	別紙1		建設		53	リスク分担表	「国補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違し、内容の変更が必要な場合」で発注者と受注者の両方に○印がありますが、受注者側のリスクは、補助金に応じて、工事内容や工事量が変更となり受注金額も変動する以外のリスクもあるのでしょうか	No.179の回答をご参照ください。
209	実施方針 (案)	29						別紙1 リスク分担表 No.53国補助金交付不足	国補助金交付不足について、「国補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違し、内容の変更が必要な場合」は発注者側・受注者側双方のリスク負担となっています。当該リスクについて、貴市が想定している各々の具体的なリスクを教えてください。	No.179の回答をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
210	実施方針 (案)	29						別紙1 リスク分担表 No.53国補助金交付 不足	国補助金交付不足について、受注者側ではリスクを管理できないため、発注者側のリスクとしてください。	No.179の回答をご参照ください。
211	実施方針 (案)	29						リスク分担表	No.64施設の健全性について、要求水準書 (案) にて明示がないため、事業量を想定できません、今後明示されるという理解でよろしいでしょうか。	管路施設の健全性は、資料閲覧で公開しました。今後の資料閲覧については、No.131の回答をご参照ください。
212	実施方針 (案)	29						リスク分担表	No.53国補助金交付不足により、No.64施設の健全性の未達が生じた場合は、受注者の責にならないとの理解でよろしいでしょうか。	国庫補助金の交付額が要望額を下回ったことにより施設健全度に影響が生じる場合は、健全度を考慮した適正な点検整備・修繕を行った上で、対応について個別に協議します。
213	実施方針 (案)	29						別紙1 リスク分担表 ※ 注釈	「※1: 事業者には、市が提供した調査結果を確認する義務があり、疑義が生じた場合はその段階で確認を行う」とありますが、当該義務により、提供された調査結果に不備があった場合の発注者リスクが免責されるという解釈ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	実施方針 (案)	29	別紙1				No.53	リスク分担表 No.53 国補助金交付不足	負担者に受注者に○が付いております。想定されている受注者の責をご教示ください。	No.179の回答をご参照ください。
215	実施方針 (案)	29						別紙1 リスク分担表 項目：建設 No.64 リスクの種類：施設の 健全性 リスクの内容：業務終了時の施設機能の要求水準未達	経年劣化による「機能の低下」は「要求水準の未達」に当たらないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務（修繕含む）を実施しなかったことに起因する施設の損傷は受注者の負担となります。
216	実施方針 (案)	29						別紙1 リスク分担表 項目：建設 No.55 リスクの種類：提示資料リスク リスクの内容：募集要項等の提示資料の誤り	「募集要項等の提示資料の誤り」には、管路情報についての情報不備・誤り（下水道台帳での不明な管路属性情報も含む）も含まれるという理解で良いか。その情報不備・誤りが起因で生じた「住民対応」「施設の損傷」「第三者損害」「維持管理・修繕費用増大」「道路陥没」などは、「事業者リスクではない」という理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
217	実施方針 (案)	13	第3					募集及び選定スケジュール	表3-1「募集及び事業スケジュール (予定)」について、令和8年度第2四半期に予定されている実施方針及び要求水準書の公表以降も、民間事業者とのヒアリング等を受け付け、資料の修正または追加を行う予定はございますでしょうか。	現時点では、実施方針及び要求水準書の公表以降に、追加の質問回答又は正式なヒアリングの場を設けることは想定していません。
218	実施方針 (案)	29	別紙1				No.53	国庫補助金交付不足	国庫補助金の交付不足について、受注者側で負担すべきリスクとしてどのようなものを想定されていますでしょうか。原則として発注者側のリスクとして整理いただきたいと思いますと考えております。	No.179の回答をご参照ください。
219	実施方針 (案)	29	別紙1				No.64	施設の健全性	業務終了時における施設機能の要求水準の達成状況の評価する際の健全度について、設定基準をご教示いただけますでしょうか。	各種基準等を遵守して健全度による評価基準を設定いただくことを想定しています。
220	実施方針 (案)	29	別紙1				※1	リスク分担表※1	別紙1※1に定める「市が提供した調査結果の確認義務」について、具体的な水準（善管注意義務の範囲か、専門家として通常発見可能な範囲に限られるか等）をご教示ください。	No.207の回答をご参照ください。
221	実施方針 (案)	29	別紙1				※1	リスク分担表※1	合理的な確認を行っても発見できない潜在的な不備（潜在的瑕疵）については、受注者の責任範囲外（発注者負担）と整理されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	実施方針 (案)	27-29						別紙1 リスク分担表 項目：共通 No.3 リスクの種類：住民等の対応 リスクの内容：上記に係る一次対応及び上記以外のもの	上記に係る一次対応及び上記以外のものについて、具体的に何を想定しているかご教示ください。	No.158の回答をご参照ください。
223	実施方針 (案)	28-29	別紙1					リスク分担表	リスク分担表に記載以外のリスク項目が確認された場合は、都度協議を行い両者で判断するというところでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	実施方針 (案)	28-29						別紙1 リスク分担表 項目：建設 No.53 リスクの種類：国補助金交付不足	合理的な調査・確認を実施しても発見することができない潜在的な不備（潜在瑕疵）については、受注者の責によらないものとして整理され、当該対応に要する費用及びリスクは発注者の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。 また、潜在瑕疵の判断基準やリスク分担について、双方の認識を共有するため、協議の機会を設けていただくことは可能かご教示ください。	合理的な調査・確認を実施しても発見することができない潜在的な不備については、受注者の責によらないものとして整理し、責任は発注者が負うことを想定しています。なお、当該対応に要する費用は緊急修繕による対応を想定しています。詳細は、募集要項等で公表します。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
225	実施方針 (案)	4-5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (公下) 管路施設 (排水管) 対象業務: 住民対応	住民対応について、具体的に何を想定しているかご教授ください。	No.50の回答をご参照ください。
226	実施方針 (案)	4-5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (公下) 管路施設 (排水管) 対象業務: 住民対応	住民対応について、過去の住民対応事例と想定している事業者で行うことをご教授ください。	No.50の回答をご参照ください。
227	実施方針 (案)	4-5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (公下) 管路施設 (排水管) 対象業務: 台帳管理	台帳システムの運用 (仕様マニュアル、具体的な入力項目の指定) など、台帳管理についての詳細をご教授ください。	管路に関する台帳管理業務については、「要求水準書 (案)」3-13に記載のとおりです。 事業者が台帳システムを運用することはないため、仕様マニュアルの提示は不要と考えています。
228	実施方針 (案)	4-5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (公下) 管路施設 (排水管) 管路施設 (その他) 対象業務: 事故対応	対象設備それぞれの「事故対応」について、具体的に何を想定しているかご教授ください。	No.51の回答をご参照ください。

NO.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
229	実施方針 (案)	4-5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (公下) 管路施設 (排水管) 管路施設 (その他) 対象業務: 事故対応	対象設備それぞれの「事故対応」について、事故対応に伴う費用は委託費用内で賄う必要があるのか、また、都度精算していただけるのかご教授ください。	事業者の責によるものは、事業者が、災害等によるものは市が負担します。
230	実施方針 (案)	4-5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (公下) 管路施設 (排水管) 管路施設 (その他) 対象業務: 汚泥、草等廃棄物運搬	汚泥、草等廃棄物運搬について、「汚泥」とは具体的にどこから排出される何を想定しているか。また、どのような車両で運搬する想定かご教授ください。	前段については、汚泥は管路内及び調整池から排出される清掃物を想定しています。後段については、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者であれば、車両の指定はありません。
231	実施方針 (案)	4-5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (公下) 管路施設 (排水管) 管路施設 (その他) 対象業務: 汚泥、草等廃棄物運搬	汚泥、草等廃棄物運搬について、「草等」とは具体的にどこから排出される何を想定しているか。また、どのような車両で運搬する想定かご教授ください。	前段については、草等は用地内の除草物を想定しています。後段については、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者であれば、車両の指定はありません。
232	実施方針 (案)	4-5						表 1-1 想定対象業務 (予定) 対象施設: 管路施設 (公下) 管路施設 (排水管) 対象業務: 緊急・災害対応	対象業務の内、「緊急・災害対応」とは具体的に何を想定しているか。緊急・災害対応に伴う費用は委託費用内で賄う必要があるのか、または都度精算していただけるのかご教授ください。	No.53の回答をご参照ください。